平成２３年（フ）第１７２０号
福岡県筑紫郡那珂川町中原４丁目100番地１　サンドルフ博多南Ａ―102号
債務者　執行　栄子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７３１号
福岡市南区大池１丁目16番19号
債務者　駒井　克行
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７４６号
福岡県春日市天神山１丁目126番地メゾン８Ｂ棟202号
債務者　江頭　弘法
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７７８号
福岡市博多区美野島１丁目９番30―406号
債務者　吉田　徹雄
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７７９号
福岡市博多区比恵町３番７―601号
債務者　和田　雅人
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７８２号
福岡市早良区内野３丁目４番２―401号
債務者　甲斐　美穂
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７８３号
福岡市南区野多目５丁目11番15―102号
債務者　久保田栄理（旧姓長澤）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７９０号
福岡市南区花畑２丁目47番24―303号
債務者　河村　和弘
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８４８号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目８番１号　エトランゼ宮本Ⅰ―12号
債務者　吉良　富男
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８６２号
福岡市中央区谷２丁目20番18号
債務者　太田ひとみ（旧姓赤星）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８８０号
福岡市博多区東月隈４丁目３番２―502号
債務者　石橋　民子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８８６号
福岡市早良区次郎丸２丁目23番16号
債務者　小野　光恵
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９０２号
福岡県大野城市白木原２丁目５番23号青葉荘102号
債務者　渋谷八重子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９０８号
福岡市南区若久６丁目56番５号
債務者　目代のぶ子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９２７号
福岡市東区土井２丁目34番30―202号
債務者　於保美智代（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９２８号
福岡市西区生松台１丁目31番14号
債務者　安河内ひとみ
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９３９号
福岡市城南区長尾５丁目21番８―403号
債務者　長谷川千鶴子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９４８号
福岡県春日市下白水南６丁目62番地ルミエール春日103号
債務者　久米　義紀
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部